

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二十一条 道路運送車両法施行規則(昭和十六年運輸令第四十四号)の一部を次のように改正する。
第六十二條の四中「第一條第五号」を「第一條第十四号」に改める。
第六十三條中「第一條第六号」を「第一條第十五号」に改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第三十三条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸令第四十四号)の一部を次のように改正する。

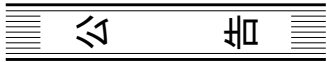
第十五条第一号を次のように改める。

- 一 車掌を業務をたがひて運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車(旅客自動車を除く。)であつて道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸令第六十七号)第五十條の告示で定める基準に適合してないものを旅客の運送の用に供するもの。

(乗組の復讐に付し運輸令の適用の特例措置等に関する法令の一部改正)

第四十条 乗組の復讐に付し運輸令の適用の特例措置等に関する法令(昭和四十七年運輸令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加へ、同項を同条第六項とする。



通 告

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 3 日

九州地方整備局長 江頭 和彦

- 1 処分をした年月日 平成14年 6 月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 安藤造園土木株式会社 安藤 文六 福岡市早良区西新 2 丁目 1 番 54号 国土交通大臣許可(特-13)第4086号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

福岡県の区域内における造園工業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「造園工業に関する営業」とは、発注者から直接造園工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接造園工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成14年 7 月 4 日から平成14年 7 月18日までの15日間

- 4 処分の原因となった事実 遅くとも平成9年 7 月31日以降、福岡市が指名競争入札の方法により発注する造園工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことにより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反するものとして、平成13年 9 月12日付けで、公正取引委員会より同法第54条第2項の規定に基づき審決を受けた。しかし、これを不服として東京高等裁判所に対し審決取消しの訴えを提起した

が、平成14年 4 月22日に審決取消しの訴えを取り下げ、平成14年 5 月 7 日の公正取引委員会の同意をもって裁判が終結し、これにより審決が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるものである。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 3 日

九州地方整備局長 江頭 和彦

- 1 処分をした年月日 平成14年 6 月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 木下緑化建設株式会社 木下 文二 福岡市南区長丘 3 丁目13番27号 国土交通大臣許可(般特-12)第7066号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

福岡県の区域内における造園工業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「造園工業に関する営業」とは、発注者から直接造園工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接造園工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成14年 7 月 4 日から平成14年 7 月18日までの15日間

- 4 処分の原因となった事実 遅くとも平成9年 7 月31日以降、福岡市が指名競争入札の方法により発注する造園工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことにより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反するものとして、平成13年 9 月12日付けで、公正取引委員会より同法第54条第2項の規定に基づき審決を受けた。しかし、これを不服として東京高等裁判所に対し審決取消しの訴えを提起したが、平成14年 4 月22日に審決取消しの訴えを取り下げ、平成14年 5 月 7 日の公正取引委員会の同意をもって裁判が終結し、これにより審決が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるものである。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 3 日

九州地方整備局長 江頭 和彦

- 1 処分をした年月日 平成14年 6 月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 古賀緑地建設株式会社 古賀 敏光 福岡市南区塩原 4 丁目22番3号 国土交通大臣許可(特-11)第10321号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

福岡県の区域内における造園工業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「造園工業に関する営業」とは、発注者から直接造園工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接造園工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。